

岡 崎 市 議 会 議 案

令 和 7 年 12 月 定 例 会

令和 7 年12月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
148	特定事業の契約の変更について（岡崎市阿知和地区工業団地造成事業）	5
149	公の施設に係る指定管理者の指定について（岡崎市竜美丘会館）	7
150	工事請負の契約の変更について（岡崎市シビックセンター改修工事（週休2日））	9
151	公の施設に係る指定管理者の指定について（岡崎市社会福祉センター）	11
152	公の施設に係る指定管理者の指定について（高年者センター岡崎）	13
153	公の施設に係る指定管理者の指定について（岡崎市地域福祉センター）	15
154	公の施設に係る指定管理者の指定について（岡崎市こども発達センター）	17
155	公の施設に係る指定管理者の指定について（岡崎市中心小企業・勤労者支援センター）	19
156	公の施設に係る指定管理者の指定について（岡崎市くらがり溪谷レクリエーション施設）	21
157	公の施設に係る指定管理者の指定について（乙川河川緑地）	23
158	和解及び損害賠償の額を定めることについて	25
159	岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について	27
160	岡崎市職員の給与に関する条例及び岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	29
161	岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	45
162	岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	47
163	岡崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について	49
164	岡崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について	51
165	岡崎市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について	53
166	岡崎市駐車施設条例の一部改正について	55
167	岡崎市消防団条例の一部改正について	63

168	岡崎市火災予防条例の一部改正について	65
169	岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の一部改正について	67
170	令和 7 年度岡崎市一般会計補正予算（第 8 号）	75
171	令和 7 年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）	93
172	令和 7 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	97
173	令和 7 年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	103
174	令和 7 年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	107
175	令和 7 年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第 1 号）	111
176	令和 7 年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第 1 号）	115
177	令和 7 年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第 2 号）	119
178	令和 7 年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第 1 号）	123
179	令和 7 年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第 1 号）	127
180	令和 7 年度岡崎市病院事業会計補正予算（第 2 号）	131
181	令和 7 年度岡崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）	133
182	令和 7 年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	135

令和 7 年第148号議案

特定事業の契約の変更について

令和 7 年 3 月 21 日議決「特定事業の契約の変更について（岡崎市阿知和地区工業団地造成事業）」を経て締結した特定事業の契約について、次のように変更するものとする。

令和 7 年 12 月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「4 契約金額」中「15,437,706,300円」を「18,132,882,300円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
岡崎市竜美丘会館	岡崎市朝日町三丁目17番地	岡崎パブリックサービス・サンエイ共同事業体	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項の規定により必要があるによる。

令和 7 年第150号議案

工事請負の契約の変更について

令和 6 年12月20日議決「工事請負の契約について（岡崎市シビックセンター改修工事（週休 2 日））」を経て締結した工事請負の契約について、次のように変更するものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「4 契約金額」中「2,200,000,000円」を「2,232,797,600円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第 2 条の規定により必要があるによる。

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
岡崎市社会福祉センター	岡崎市美合町字五本松68番地12	社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会	令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項の規定により必要があるによる。

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
高年者センター 岡崎	岡崎市美合町字下 長根 2 番地 1	社会福祉法人岡崎 市福祉事業団	令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項の規定により必要があるによる。

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
岡崎市中心部地域福祉センター	岡崎市美合町字下長根 2 番地 1	社会福祉法人岡崎市福祉事業団	令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで
岡崎市北部地域福祉センター			
岡崎市南部地域福祉センター			
岡崎市西部地域福祉センター			
岡崎市東部地域福祉センター			

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項の規定により必要があるによる。

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

公の施設の 名称	指 定 管 理 者		指定の期間	業務の範囲
	所 在 地	名 称		
岡 崎 市 こ ど も 発 達 セ ン タ ー	岡 崎 市 美 合 町 字 下 長 根 2 番 地 1	社 会 福 祉 法 人 岡 崎 市 福 祉 事 業 団	令 和 8 年 4 月 1 日 から 令 和 13 年 3 月 31 日 まで	岡 崎 市 こ ど も 発 達 セ ン タ ー 条 例 第 8 条 第 1 項 第 1 号 及 び 第 2 号 に 規 定 する 業 務

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により必要があるによる。

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
岡 崎 市 中 小 企 業・勤労者支援センター	岡崎市羽根町字小豆坂117番地3	岡崎市中小企業・勤労者支援センター管理共同事業体	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により必要があるによる。

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
岡崎市くらがり 溪谷レクリエー ション施設	岡崎市石原町字牧 原日影 2 番地 2	一般財団法人碧水 会	令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項の規定により必要があるによる。

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
乙川河川緑地	岡崎市籠田町15番 地 三徳屋ビル2 F	ホームックス・ス ノーピークビジネ スソリューション ズ共同企業体	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により必要があるによる。

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり、和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めるものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

相手方は、令和 2 年10月21日に白血球数の異常高値の精査のため岡崎市民病院の血液内科外来を受診し、血液内科医師は造影剤を使用しないＣＴ検査を実施した。放射線科医師は精査のためには造影ＣＴ検査やＭＲＩ検査を要する旨を報告したが、血液内科医師は検査結果から精査の必要性を認識しなかったため、悪性腫瘍の可能性を考慮した追加の検査を実施しなかった。その結果、令和 4 年 7 月に腎盂がん^うと診断されるまで治療の開始が遅延した。

2 損害賠償額

4,000,000円

3 和解条項

- (1) 岡崎市は相手方に対して、本件医療事故の和解金として金4,000,000円の支払義務があることを認め、同金員を本件和解契約成立後30日以内に、相手方が指定する銀行口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (2) 相手方と岡崎市は、(1)の金員の支払をもって、本件医療事故について一切解決したものとし、相手方と岡崎市、相手方と岡崎市の被用者の間には何らの債権債務も存在しないことを確認する。
- (3) あっせん人は、本件の成立手数料を金88,000円（税込）と定め、岡崎市と相手方とは、その 2 分の 1 に相当する金44,000円（税込）ずつを各負担するものとする。

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により必要があるによる。

岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例の一部改正について

岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の
一部を改正する条例

岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和
39年岡崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1 億5,000万円」を「2 億2,500万円」に改める。

第 3 条中「2,000万円」を「3,000万円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、資材価格の高騰、賃金上昇等の社会経済情勢の変
化に鑑み、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る予定価格の
下限額を改める必要があるによる。

岡崎市職員の給与に関する条例及び岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の給与に関する条例及び岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市職員の給与に関する条例及び岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(岡崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡崎市職員の給与に関する条例（昭和26年岡崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第 2 項第 2 号タ中「29,000円」を「29,100円」に改め、同号チを次のように改める。

チ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
32,300円

第12条第 2 項第 2 号に次のように加える。

ツ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
35,500円

テ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

第20条第 2 項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第 3 項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

第21条第 2 項第 1 号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第 2 号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1 (行政職給料表)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700					

53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900				
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200				
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500				
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800				
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000				
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300				
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600				
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800				
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000				
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300				
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600				
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800				
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000				
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300				
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600				
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800				
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000				
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300				
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600				
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800				
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000				
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300					
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600					
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800					
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000					
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300					
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600					
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800					
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000					
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300					
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600					
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800					
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000					
86	266, 200	305, 800	355, 700							
87	266, 500	306, 100	356, 100							
88	266, 800	306, 400	356, 500							
89	267, 100	306, 700	356, 700							
90	267, 400	307, 000	357, 100							
91	267, 700	307, 300	357, 500							
92	268, 000	307, 600	357, 900							
93	268, 300	307, 800	358, 100							
94		308, 000	358, 400							
95		308, 300	358, 800							
96		308, 700	359, 100							
97		308, 900	359, 400							
98		309, 200	359, 800							
99		309, 500	360, 200							
100		309, 900	360, 600							
101		310, 100	361, 100							
102		310, 400	361, 500							
103		310, 700	361, 900							
104		311, 000	362, 300							
105		311, 200	362, 800							
106		311, 500	363, 200							
107		311, 800	363, 500							
108		312, 100	363, 800							
109		312, 300	364, 200							
110		312, 600								

	111		313,000								
	112		313,300								
	113		313,500								
	114		313,700								
	115		314,000								
	116		314,400								
	117		314,600								
	118		314,800								
	119		315,100								
	120		315,400								
	121		315,700								
	122		315,900								
	123		316,200								
	124		316,500								
	125		316,800								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200	円 462,400	円 544,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2（医療職給料表）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		
	40	406,700	478,000	535,300		
	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		
	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		
	47	412,100	485,800	541,200		
48	412,600	486,600	541,900			

	49	413,100	487,300	542,700		
	50	413,500	488,000	543,500		
	51	414,000	488,700	544,200		
	52	414,400	489,300	545,100		
	53	414,800	489,900	546,000		
	54	415,100	490,600	546,800		
	55	415,400	491,200	547,700		
	56	415,800	491,800	548,600		
	57	416,100	492,100	549,400		
	58	416,500	492,700	550,200		
	59	416,800	493,300	551,000		
	60	417,200	494,000	551,700		
	61	417,600	494,400	552,500		
	62	417,900	495,000	553,400		
	63	418,200	495,700	554,300		
	64	418,500	496,400	555,200		
	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500	円 590,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300		
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600		
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800		
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100		
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400		
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700		
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900		
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100		
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400		
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700			

53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900		
54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800			
55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500			
56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100			
57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500			
58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000			
59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600			
60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200			
61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600			
62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100			
63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600			
64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100			
65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700			
66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200			
67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800			
68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400			
69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900			
70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400			
71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800			
72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200			
73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500			
74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000			
75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400			
76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800			
77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200			
78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700				
79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900				
80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200				
81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700				
82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000				
83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300				
84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600				
85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000				
86		303, 000	341, 100	362, 300				
87		303, 200	341, 400	362, 600				
88		303, 400	341, 700	362, 900				
89		303, 800	342, 000	363, 300				
90		304, 000	342, 200	363, 600				
91		304, 200	342, 600	363, 800				
92		304, 400	342, 900	364, 100				
93		304, 800	343, 100	364, 400				
94		305, 000	343, 400	364, 800				
95		305, 200	343, 700	365, 200				
96		305, 500	343, 900	365, 600				
97		305, 800	344, 100	366, 100				
98		306, 000	344, 400	366, 500				
99		306, 200	344, 700	366, 900				
100		306, 500	344, 900	367, 300				
101		306, 800	345, 100	367, 800				
102		307, 000	345, 300					
103		307, 200	345, 700					
104		307, 500	345, 900					
105		307, 800	346, 100					
106			346, 400					
107			346, 800					
108			347, 200					
109			347, 400					

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800	円 340,000	円 383,400	円 447,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	

53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
86	295,800	322,600	360,600	379,900		
87	296,300	323,600	361,400	380,500		
88	296,800	324,600	362,200	381,000		
89	297,200	325,500	362,800	381,300		
90	297,700	326,500	363,400	381,800		
91	298,200	327,500	364,000	382,100		
92	298,700	328,500	364,600	382,400		
93	299,200	329,300	365,000	383,000		
94	299,600	330,000	365,400	383,500		
95	300,100	330,700	365,900	384,000		
96	300,700	331,300	366,300	384,500		
97	301,300	331,800	366,800	385,100		
98	301,800	332,100	367,200	385,600		
99	302,300	332,600	367,700	386,100		
100	302,800	333,200	368,100	386,500		
101	303,200	333,600	368,400	387,100		
102	303,700	334,100	368,900	387,600		
103	304,100	334,700	369,200	388,100		
104	304,500	335,200	369,500	388,600		
105	304,900	335,600	369,900	389,200		
106	305,300	336,100	370,400	389,600		
107	305,700	336,600	370,900	390,100		
108	306,000	337,100	371,400	390,600		
109	306,200	337,500	371,900	391,200		
110	306,500	337,800	372,400			

111	306, 700	338, 100	372, 900				
112	307, 000	338, 400	373, 300				
113	307, 300	338, 700	373, 700				
114	307, 500	339, 100	374, 100				
115	307, 800	339, 400	374, 600				
116	308, 000	339, 700	375, 100				
117	308, 300	339, 900	375, 500				
118	308, 500	340, 200	376, 000				
119	308, 800	340, 500	376, 500				
120	309, 100	340, 700	377, 000				
121	309, 400	340, 900	377, 300				
122	309, 700	341, 200					
123	310, 000	341, 500					
124	310, 300	341, 800					
125	310, 500	342, 000					
126	310, 700	342, 300					
127	311, 000	342, 600					
128	311, 400	342, 800					
129	311, 600	343, 000					
130	311, 900	343, 200					
131	312, 200	343, 500					
132	312, 600	343, 700					
133	312, 800	344, 000					
134	313, 100	344, 400					
135	313, 400	344, 800					
136	313, 700	345, 200					
137	313, 900	345, 500					
138	314, 200	345, 900					
139	314, 500	346, 300					
140	314, 800	346, 700					
141	315, 000	347, 000					
142	315, 300	347, 400					
143	315, 700	347, 700					
144	316, 000	348, 100					
145	316, 200	348, 400					
146	316, 400	348, 800					
147	316, 700	349, 200					
148	317, 000	349, 600					
149	317, 200	349, 900					
150	317, 400	350, 300					
151	317, 700	350, 700					
152	318, 000	351, 100					
153	318, 400	351, 400					
154	318, 600						
155	318, 800						
156	319, 100						
157	319, 400						
158	319, 700						
159	320, 000						
160	320, 300						
161	320, 700						
162	321, 000						
163	321, 300						
164	321, 600						
165	322, 000						
166	322, 300						
167	322, 600						
168	322, 900						

	169	323,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100	円 343,600	円 389,000

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 岡崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

（岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年岡崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（岡崎市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第12条第2項第2号、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定（給与条例第12条第2項第2号、別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第7条第1項の表の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（理由）

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定する必要があるによる。

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年岡崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第 2 条 岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 6 条第 2 項の規定は、令和 7 年12月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、議会の議員に支給する期末手当の支給割合を改める必要があるによる。

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
改正について

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年岡崎市
条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 項中「行う保護の」の次に「決定及び」を加え、「外国人保護関
係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表の 1 の 3 項中「、愛知県事
務処理特例条例」を「又は愛知県事務処理特例条例」に改め、「又は外国人保護
関係情報」を削り、同表の 1 の 4 項、1 の 6 項、1 の 7 項及び 1 の 10 項から 8 項
までの規定中「外国人保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同
表の 9 項中「介護保険給付等関係情報又は外国人保護関係情報」を「地方税関係
情報」に改め、同表の 10 項及び 11 項中「外国人保護関係情報」を「外国人生活保
護関係情報」に改め、同表の 12 項中「、介護保険給付等関係情報」を削り、「外
国人保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表の 12 の 2 項を削
り、同表の 13 項及び 13 の 2 項中「外国人保護関係情報」を「外国人生活保護関係
情報」に改め、同表の 14 項を次のように改める。

14	削除	
----	----	--

別表第 2 の 18 項及び 19 項中「外国人保護関係情報」を「外国人生活保護関係情
報」に改め、同表の 20 項中「子どものための教育・保育給付若しくは子育てのた
めの施設等利用給付の支給又は」を削り、「外国人保護関係情報」を「外国人生
活保護関係情報」に改め、同表の 22 項を次のように改める。

22	削除	
----	----	--

別表第3の2項中「外国人保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の12項の改正規定（「、介護保険給付等関係情報」を削る部分に限る。）は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和7年12月31日までの間における改正後の別表第2の9項の規定の適用については、同項中「地方税関係情報」とあるのは、「介護保険給付等関係情報又は地方税関係情報」とする。

（理由）

この条例案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る主務省令の一部改正に伴い、庁内連携を行う個人番号利用事務及び特定個人情報の範囲を見直す等の必要があるによる。

岡崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について

岡崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下この条及び次条において「法」という。）第54条の 3 において準用する法第46条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(運営に関する基準)

第 3 条 第 1 条の基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第95号）に定めるところによる。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるによる。

岡崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

岡崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。次条において「法」という。）第34条の16第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。第 4 条において「府令」という。）において使用する用語の例による。

(余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準)

第 3 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年岡崎市条例第35号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年岡崎市条例第18号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年岡崎市条例第36号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 岡崎市家庭的保育事業等の設備及び運営

の基準に関する条例（令和元年岡崎市条例第37号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（その他の基準）

第4条 前条に定めるものを除くほか、第1条の基準は、府令に定めるところによる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるによる。

岡崎市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する
条例の制定について

岡崎市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。次条及び第 3 条において「法」という。）第91条の 2 第 6 項の規定による特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別徴収金の徴収)

第 2 条 市長は、法第87条の 3 第 1 項の規定に基づき県が行う土地改良事業（以下この条及び次条において「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の 2 第 6 項各号（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第22条の 6 第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のいずれかに掲げる者が、法第87条の 3 第 7 項において準用する法第87条第 5 項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第113条の 3 第 3 項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 8 年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当したときは、その者から、規則で定める場合を除き、特別徴収金を徴収する。

(特別徴収金の額)

第 3 条 特別徴収金の額は、当該機構関連事業に要する費用の額のうち、法第91条第 6 項の規定により市が負担する額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じ

て得た額とする。

（特別徴収金の減免）

第4条 市長は、特別徴収金を徴収しないことを相当と認めるときは、これを減免することができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、農地中間管理機構が関連する愛知県の土地改良事業の実施に伴い、特別徴収金に係る規定を整備する必要があるによる。

岡崎市駐車施設条例の一部改正について

岡崎市駐車施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市駐車施設条例の一部を改正する条例

岡崎市駐車施設条例（昭和46年岡崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「及び第 5 条」を「から第 7 条まで」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）

第 4 条 駐車場整備地区内において、次の表の(1)項に規定する面積が同表の(2)項に規定する面積を超える建築物を新築しようとする者は、同表の(3)項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(4)項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の床面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の床面積を含む。以下この項及び次条第 1 項において同じ。）が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(5)項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、特定用途以外の用途（以下この項において「非特定用途」という。）に供する建築物で、市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(1)	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に 2 分の 1 を乗じて得たものとの合計
(2)	1,000平方メートル

(3)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅及び非特定用途に供する部分
(4)	150平方メートル	200平方メートル	200平方メートル	450平方メートル
(5)	$1 - \frac{1,000\text{平方メートル} \times (6,000\text{平方メートル} - \text{延べ面積})}{6,000\text{平方メートル} \times (1)\text{項に規定する面積} - 1,000\text{平方メートル} \times \text{延べ面積}}$			
備考 (1)項に掲げる建築物の部分及び(3)項に掲げる建築物の部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。				

2 事務所の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超える建築物については、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該事務所の用途に供する部分の床面積とみなして、前項の規定を適用する。

第14条を第18条とする。

第13条第1項中「第10条」を「第14条」に、「従わなかつた」を「従わなかつた」に改め、同条第2項中「第11条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第12条を第16条とする。

第11条第2項中「あつた」を「あつた」に改め、同条を第15条とする。

第10条中「、第5条又は第7条」を「から第7条まで、第9条又は前条」に、「執る」を「とる」に改め、同条を第14条とする。

第9条中「駐車施設の」を「第4条から第7条までの規定により附置された駐車施設（第10条第1項又は第2項の規定により建築物又はその建築物の敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）の」に改め、同条を第13条とし、同条の前に次の2条を加える。

（附置の届出）

第11条 第4条から第7条までの規定により駐車施設を附置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない

ない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（廃止の届出）

第12条 第4条から第7条までの規定により附置された駐車施設（第10条第1項又は第2項の規定により建築物又はその建築物の敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第8条第1項及び第2項中「又は第5条」を「から第7条まで」に改め、同条第3項中「あらかじめ規則で定める事項を市長に届け出なければ」を「規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

その承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第8条を第10条とする。

第7条第1項中「第5条」を「第6条」に、「が有効に駐車し、かつ、出入りする」を「を安全に駐車させ、及び出入りさせる」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項から第3項まで」に、「が有効に駐車し、かつ、出入りする」を「を安全に駐車させ、及び出入りさせる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第4条又は第6条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数（次項において「附置義務台数」という。）に0.3を乗じて得た台数（1台未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。同項において「普通車用区画台数」という。）に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

3 前項の場合において、普通車用区画台数のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める台数については、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、利用居室（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室をいう。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設置し、かつ、自動車の駐車の用に供する部分の規模を駐車台数1台につき、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

(1) 附置義務台数が200台以下の場合 当該附置義務台数に100分の2を乗じて得た台数（1台未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

(2) 附置義務台数が200台を超える場合 当該附置義務台数に100分の1を乗じて得た台数（1台未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）に

2を加えた台数

4 第5条又は第7条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設は、自動車の駐車の用に供する部分の規模を駐車台数1台につき、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

5 共同住宅の用途に供する部分を有する建築物については、前項本文の規定にかかわらず、第5条又は第7条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数（特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積がないものとして計算した台数とする。）に0.4を乗じて得た台数（1台未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とすることができる。

第7条を第9条とする。

第6条の見出しを「（建築物が駐車場整備地区の内外にわたる場合）」に改め、同条中「前2条」を「前4条」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（建築物の増築又は用途の変更の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第7条 建築物を増築しようとする者又は建築物の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において第5条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において同条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数又は既に附置している第9条第4項及び第5項に規定する規模を有する荷さばきのための駐車施設の台数のいずれか多い台数を減じた台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を、当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に新たに附置しなければならない。

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

第5条中「いう」の次に「。次条において同じ」を加え、「前条」を「第4条」に、「第7条」を「第9条（第4項及び第5項を除く。）」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第5条 駐車場整備地区内において、次の表の(1)項に掲げる建築物を新築しようとする者は、同項に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の(2)項に掲げる床面積又は戸数をそれぞれ同表の(3)項に掲げる面積又は戸数で除して得た数値を合計した数値（同表の(1)項に掲げる建築物の区分のいずれにも該当する建築物にあっては、同表の(2)項に掲げる床面積又は戸数をそれぞれ同表の(3)項に掲げる面積又は戸数で除して得た数値を合計した数値。以下この項において「合計数値」という。）（延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計数値に同表の(4)項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、1未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(1)	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積が2,000平方メートルを超える建築物				共同住宅の用途に供する部分の床面積が2,000平方メートルを超え、かつ、その戸数が50戸以上の建築物
(2)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分の床面積	事務所の用途に供する部分の床面積	倉庫の用途に供する部分の床面積	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。）に供する部分の床面積	共同住宅の用途に供する部分の戸数
(3)	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル	100戸
(4)	$1 - \frac{6,000 \text{平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$				
備考 (2)項に掲げる建築物の部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。					

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用について準用する。

3 戸数が400戸を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物について

は、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数に0.5を、800戸を超える部分の戸数に0.25をそれぞれ乗じたものの合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、第1項の規定を適用する。

- 4 前3項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岡崎市駐車施設条例の規定（第12条を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築物の新築、増築又は用途の変更（以下「新築等」という。）の工事に着手する者について適用し、同日前に新築等の工事に着手した者については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の第8条第1項又は第2項の規定により駐車施設を設けようとする者は、同条第3項の規定にかかわらず、市長の承認を受けなければならない。その承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 改正前の第4条又は第5条（附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の規定により附置された駐車施設（改正前の第8条第1項又は第2項（附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の規定により建築物又はその建築物の敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）に係る改正後の第12条の適用については、同条中「第4条から第7条まで」とあるのは「岡崎市駐車施設条例の一部を改正する条例（令和7年岡崎市条例第号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）による改正前の岡崎市駐車施設条例（以下この条において「旧条例」という。）第4条及び第5条（令和7年改正条例附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）」と、「第10条第1項又は第2項」とあるのは「旧条例第8条第1項又は第2項（令和7年改正条例附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）」とする。
- 5 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用

については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、近年の共同住宅の増加や宅配需要の増加等を踏まえ、荷さばきのための駐車施設の附置を義務付ける等の必要があるによる。

岡崎市消防団条例の一部改正について

岡崎市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市消防団条例の一部を改正する条例

岡崎市消防団条例（昭和39年岡崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「消防団の区域内に居住する18歳以上の」を「次の各号に掲げる要件を満たしている」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 消防団の区域内に居住していること。ただし、団長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 18歳以上であること。

第 5 条第 3 項中「消防団の区域内」を「市内」に、「勤務する」を「勤務し、若しくは通学する」に、「団員として必要な知識経験を有するものとして」を「機能別団員として適当であると」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、地域に必要な消防団員を確保するため、その任命要件を見直す必要があるによる。

岡崎市火災予防条例の一部改正について

岡崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市火災予防条例の一部を改正する条例

岡崎市火災予防条例（昭和37年岡崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」を「第 3 章の 3 林野火災の予防（第31条の10・第31条の11）第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」に改める。

第31条の 2 中「警報」の次に「(同条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。第31条の11において同じ。)」を加え、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第31条の10 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下この条及び次条において「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第31条の 2 各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第31条の11 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生危険性を勘案して、第31条の2各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第49条の3第1項第3号中「第53条第7号」を「第53条第1項第7号」に改める。

第53条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災注意報の発令を創設する等の必要があるによる。

岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の一部改正について

岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例（令和 4 年岡崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「応じて」の次に「、並びに市費負担教員が分掌する校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 教育公務員特例法第13条第 2 項の条例で定める校務の種類は、教育公務員特例法施行規則（令和 4 年文部科学省令第21号）第 1 条各号に掲げる校務の種類（次項において「校務類型」という。）とする。

第 7 条第 1 項中「市費負担教員」の次に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第25条第 1 項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第 4 項の認定の日までの間にあるものをいう。第 9 条第 2 項において同じ。）を除く。次条及び第 9 条第 1 項において同じ。）」を加え、「100分の 4」を「100分の10」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「市費負担教員」を「第 1 項の教職調整額の支給を受ける者」に改める。

第 9 条に次の 1 項を加える。

2 指導改善研修被認定者には、給与条例第 7 条の 2 の規定は、適用しない。
附則に次の 1 項を加える。

（教職調整額に関する経過措置）

3 次の表の左欄に掲げる期間における第 7 条第 1 項の規定の適用については、

同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

別表第1を次のように改める。

別表第1（給料表）

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	217,900	239,500
2	220,400	242,000
3	222,800	244,500
4	225,100	247,000
5	227,400	249,500
6	229,700	251,900
7	232,000	254,400
8	234,200	256,900
9	236,500	259,400
10	238,700	261,000
11	241,000	262,700
12	243,200	264,300
13	245,500	266,000
14	247,600	267,400
15	249,800	268,800
16	251,900	270,300
17	254,100	271,700
18	255,900	272,900
19	257,700	274,100
20	259,400	275,400
21	261,100	276,700
22	262,500	277,800
23	263,800	279,000

24	265,000	280,200
25	266,300	281,500
26	267,400	283,300
27	268,500	285,000
28	269,600	286,700
29	270,900	288,500
30	272,000	290,500
31	273,100	292,800
32	274,100	295,000
33	275,300	297,300
34	276,300	299,500
35	277,300	301,800
36	278,400	303,900
37	279,700	306,000
38	280,600	307,900
39	281,600	309,900
40	282,700	311,700
41	284,000	313,600
42	285,100	315,500
43	286,200	317,300
44	287,400	319,100
45	288,300	320,800
46	289,100	322,700
47	289,900	324,400
48	290,700	326,000
49	291,300	327,700
50	292,200	329,400
51	292,900	331,300
52	293,600	333,000
53	294,400	334,300
54	295,200	336,300
55	295,800	338,100
56	296,600	339,900
57	297,300	341,500
58	298,100	343,500

59	298,900	345,200
60	299,500	346,900
61	300,100	348,700
62	300,900	350,400
63	301,600	352,200
64	302,100	353,900
65	302,800	355,600
66	303,500	357,000
67	304,100	358,300
68	304,800	359,600
69	305,500	361,200
70	306,200	362,700
71	306,800	364,200
72	307,500	365,800
73	308,000	367,100
74	308,600	368,600
75	309,400	370,200
76	309,900	371,600
77	310,500	373,000
78	311,100	374,600
79	311,700	376,100
80	312,300	377,600
81	312,800	379,000
82	313,400	380,300
83	314,000	381,600
84	314,600	382,900
85	315,000	384,100
86	315,400	385,300
87	315,900	386,400
88	316,400	387,600
89	316,800	388,600
90	317,300	389,700
91	317,800	390,800
92	318,300	392,000
93	318,600	393,100

94	319, 100	394, 200
95	319, 600	395, 300
96	320, 000	396, 400
97	320, 300	397, 400
98	320, 700	398, 400
99	321, 100	399, 300
100	321, 500	400, 300
101	322, 000	401, 100
102	322, 300	402, 100
103	322, 600	402, 900
104	322, 900	403, 800
105	323, 100	404, 700
106	323, 400	405, 600
107	323, 700	406, 500
108	323, 900	407, 400
109	324, 100	408, 300
110	324, 300	409, 300
111	324, 600	410, 200
112	324, 900	411, 100
113	325, 100	411, 700
114	325, 300	412, 700
115	325, 500	413, 600
116	325, 800	414, 500
117	326, 200	415, 300
118	326, 400	416, 000
119	326, 700	416, 900
120	327, 000	417, 700
121	327, 200	418, 300
122	327, 400	419, 000
123	327, 600	419, 700
124	327, 900	420, 300
125	328, 200	420, 900
126		421, 700
127		422, 200
128		422, 800

129	423, 400
130	424, 000
131	424, 500
132	425, 000
133	425, 300
134	425, 700
135	425, 900
136	426, 200
137	426, 500
138	426, 800
139	427, 100
140	427, 400
141	427, 700
142	428, 000
143	428, 300
144	428, 600
145	428, 800
146	429, 100
147	429, 400
148	429, 600
149	429, 900
150	430, 200
151	430, 500
152	430, 700
153	430, 900
154	431, 200
155	431, 500
156	431, 700
157	431, 900
158	432, 200
159	432, 500
160	432, 700
161	432, 900
162	433, 200
163	433, 500

164		433,700
165		433,900

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条及び第7条の改正規定、第9条に1項を加える改正規定並びに附則に1項を加える改正規定並びに附則第3項の規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって同日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の規定による教職調整額並びに岡崎市職員の給与に関する条例（昭和26年岡崎市条例第14号）の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、この条例（附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の第7条第1項及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（給与の内払）

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（理由）

この条例案を提出したのは、愛知県人事委員会勧告を踏まえ、市費負担教員の給与を改定し、及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教職調整額を段階的に引き上げる等の必要があるによる。

令和 7 年度岡崎市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度岡崎市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,331,205千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159,416,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加、廃止及び変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	72,297,774	3,400,000	75,697,774
	1 市民税	31,457,520	3,400,000	34,857,520
11	地方特例交付金	505,778	△31,385	474,393
	1 地方特例交付金	491,089	△31,385	459,704
15	使用料及び手数料	2,343,241	7,994	2,351,235
	1 使用料	1,306,272	7,994	1,314,266
16	国庫支出金	27,332,154	596,060	27,928,214
	1 国庫負担金	20,724,616	612,267	21,336,883
	2 国庫補助金	6,525,802	△25,512	6,500,290
	3 委託金	81,736	9,305	91,041
17	県支出金	11,352,242	223,537	11,575,779
	1 県負担金	6,861,601	187,026	7,048,627
	2 県補助金	3,318,847	36,511	3,355,358
18	財産収入	1,612,073	116,141	1,728,214
	1 財産運用収入	407,525	119,837	527,362
	2 財産売払収入	1,204,548	△3,696	1,200,852
19	寄附金	603,542	71,013	674,555
	1 寄附金	603,542	71,013	674,555
20	繰入金	7,120,472	3,000	7,123,472
	2 基金繰入金	6,951,825	3,000	6,954,825
21	繰越金	1,141,235	3,442	1,144,677
	1 繰越金	1,141,235	3,442	1,144,677
22	諸収入	6,508,187	16,403	6,524,590
	4 受託事業収入	552,941	△3,192	549,749
	5 雑入	4,923,948	19,595	4,943,543
23	市債	9,074,000	△75,000	8,999,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 市債	千円 9,074,000	千円 △75,000	千円 8,999,000
歳 入 合 計		155,085,618	4,331,205	159,416,823

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	735,534	6,314	741,848
	1 議会費	735,534	6,314	741,848
2	総務費	15,474,012	162,488	15,636,500
	1 総務管理費	7,498,424	121,155	7,619,579
	2 総務諸費	4,317,951	5,981	4,323,932
	3 徴税費	1,945,558	△12,991	1,932,567
	4 戸籍住民基本台帳費	1,185,084	41,409	1,226,493
	6 統計調査費	275,143	1,072	276,215
	7 監査委員費	93,802	5,862	99,664
3	民生費	64,962,291	1,081,734	66,044,025
	1 社会福祉費	15,750,597	558,130	16,308,727
	2 老人福祉費	12,394,101	84,862	12,478,963
	3 児童福祉費	31,849,441	172,219	32,021,660
	4 生活保護費	4,968,099	266,523	5,234,622
4	衛生費	15,656,496	274,698	15,931,194
	1 保健衛生費	5,814,862	96,961	5,911,823
	2 衛生諸費	3,383,395	213,366	3,596,761
	3 環境費	1,503,914	△34,017	1,469,897
	4 清掃費	4,954,325	△1,612	4,952,713
5	労働費	106,233	△389	105,844
	1 労働諸費	106,233	△389	105,844
6	農林業費	1,796,784	12,925	1,809,709
	1 農業費	791,594	23,668	815,262
	2 農業基盤整備費	675,057	△6,511	668,546
	3 林業費	330,133	△4,232	325,901
7	商工費	2,953,076	15,316	2,968,392

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 商工費	2,953,076	15,316	2,968,392
8	土木費	25,312,255	2,517,670	27,829,925
	1 土木管理費	1,281,202	△10,688	1,270,514
	2 交通安全対策費	300,719	30,134	330,853
	3 道路橋りょう費	5,002,531	11,824	5,014,355
	4 河川費	431,068	△15,786	415,282
	5 都市計画費	8,646,170	2,435,609	11,081,779
	6 公園緑地費	7,322,784	41,499	7,364,283
	7 土地区画整理費	369,310	114,243	483,553
	8 住宅費	1,958,471	△89,165	1,869,306
9	消防費	4,675,227	131,330	4,806,557
	1 消防費	4,675,227	131,330	4,806,557
10	教育費	15,991,510	112,312	16,103,822
	1 教育総務費	2,727,246	69,581	2,796,827
	2 小学校費	1,780,698	45,439	1,826,137
	3 中学校費	1,075,199	61,935	1,137,134
	4 学校教育費	5,617,996	△98,942	5,519,054
	5 社会教育費	3,973,838	9,034	3,982,872
	6 保健体育費	816,533	25,265	841,798
12	公債費	6,559,961	16,807	6,576,768
	1 公債費	6,559,961	16,807	6,576,768
歳 出 合 計		155,085,618	4,331,205	159,416,823

第2表 継続費補正

1 追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	5 都市計画費	岡崎環状線整備事業	千円 827,710	令和7年度	千円 0
				令和8年度	19,900
				令和9年度	576,340
				令和10年度	231,470

2 廃止

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	4 学校教育費	旧西部学校給食センター解体事業	千円 183,920	令和7年度	千円 124,146
				令和8年度	59,774

3 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
3 民生費	3 児童福祉費	放課後対策施設整備事業（市営住宅大樹寺荘）	千円 36,643	令和5年度	千円 4,400	千円 35,537	令和5年度	千円 4,400
				令和6年度	20,062		令和6年度	20,062
				令和7年度	12,181		令和7年度	11,075

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	5 都 市 計画費	東岡崎駅 交通施設 整備事業	千円 10,440,000	令和5年度	千円 0	千円 12,685,000	令和5年度	千円 0
				令和6年度	461,808		令和6年度	461,808
				令和7年度	1,115,880		令和7年度	1,115,880
				令和8年度	2,536,333		令和8年度	2,986,018
				令和9年度	3,792,632		令和9年度	4,606,924
				令和10年度	2,533,347		令和10年度	3,514,370
	8 住宅費	市営住宅 建設事業 (大樹寺 荘B棟)	1,487,097	令和5年度	144,540	1,409,587	令和5年度	144,540
				令和6年度	489,951		令和6年度	489,951
				令和7年度	852,606		令和7年度	775,096

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
4 衛生費	3 環境費	地域脱炭素移行推進事業	146,377 千円
8 土木費	5 都市計画費	都市景観修景施設 維持管理事業	6,948
		東岡崎駅周辺地区 整備推進事業	100,210
	6 公園緑地費	公園維持管理 備品整備事業	1,139
	7 土地区画整理費	岡崎駅東 土地区画整理事業	54,503
		岡崎駅針崎若松 土地区画整理事業	124,772
10 教育費	3 中学校費	中学校校舎改修事業 (葵中学校ほか1校)	20,977

2 変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	3 道路橋 りょう費	道路整備事業	200,000 千円	道路整備事業	317,170 千円

第4表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
市議会だよりの作成及び配布 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	千円 12,030
市政だよりの作成及び配布 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	82,878
産官学連携プロジェクト研究 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	28,050
ローコードツール利用 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	15,311
竜美丘会館の管理運営 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	地方自治法第244条の2第3項の 規定に基づき、岡崎パブリックサー ビス・サンエイ共同事業体が市との 協定により竜美丘会館の管理運営 に要する額
個人番号カード申請受付等 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	25,418
個人番号カード申請端末等の 賃 借 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	334
市民サービスコーナー窓口案内 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	8,771

事 項	期 間	限 度 額
高年者センター岡崎の管理運営 に 要 す る 経 費	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	千円 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の 規定に基づき、社会福祉法人岡崎市 福祉事業団が市との協定により高 年者センター岡崎の管理運営に要 する額
地域福祉センターの管理運営 に 要 す る 経 費	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の 規定に基づき、社会福祉法人岡崎市 福祉事業団が市との協定により地 域福祉センターの管理運営に要す る額
こども発達センター等の 整備運営に要する経費	令和 8 年度から 令和 15 年度まで	49,924
社会福祉センターの管理運営 に 要 す る 経 費	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の 規定に基づき、社会福祉法人岡崎市 社会福祉協議会が市との協定によ り社会福祉センターの管理運営に 要する額
後期高齢者健康診査に要する経費	令和 8 年 度	60,554
生活困窮者世帯等の学習支援 に 要 す る 経 費	令和 8 年 度	13,920
健康管理システム改修 に 要 す る 経 費	令和 8 年 度	3,080
施設保全改修実施設計 に 要 す る 経 費	令和 8 年 度	61,171

事 項	期 間	限 度 額
公立保育園・こども園給食牛乳の購入及び配達に要する経費	令和 8 年 度	71,294 千
公立保育園・こども園健康診断器具滅菌管理に要する経費	令和 8 年 度	732
こども発達センターの管理運営に要する経費	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、社会福祉法人岡崎市福祉事業団が市との協定によりこども発達センターの管理運営に要する額
こども園給食の調理及び配送に要する経費	令和 8 年度から 令和 13 年度まで	227,053
がん等検診に要する経費	令和 8 年 度	210,029
個別特定健診受診票等印字封入封緘に要する経費	令和 8 年 度	2,794
予防接種通知書印字封入封緘に要する経費	令和 8 年 度	4,441
火葬場の整備運営に要する経費	令和 8 年度から 令和 13 年度まで	30,625
墓園管理料納入通知書等印字封入封緘に要する経費	令和 8 年 度	1,528
岡崎げんき館整備運営に要する経費	令和 8 年度から 令和 15 年度まで	92,678

事 項	期 間	限 度 額
大気汚染物質調査に要する経費	令和 8 年 度	千円 12,523
河川水質調査に要する経費	令和 8 年 度	3,783
水道水質検査用備品の購入 に 要 す る 経 費	令和 8 年 度	9,097
中小企業・勤労者支援センター の 管 理 運 営 に 要 す る 経 費	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の 規定に基づき、岡崎市中心企業・勤 労者支援センター管理共同事業体 が市との協定により中小企業・勤労 者支援センターの管理運営に要す る額
観 光 イ ベ ン ト の 実 施 に 要 す る 経 費	令和 8 年 度	157,337
くらがり溪谷レクリエーション 施設の管理運営に要する経費	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の 規定に基づき、一般財団法人碧水会 が市との協定によりくらがり溪谷 レクリエーション施設の管理運営 に要する額
建 築 確 認 等 デ ー タ 入 力 に 要 す る 経 費	令和 8 年 度	6,215
自 転 車 等 保 管 所 の 運 営 に 要 す る 経 費	令和 8 年 度	9,880
道 路 整 備 に 要 す る 経 費	令和 8 年 度	100,000

事 項	期 間	限 度 額
河 川 排 水 路 の 修 繕 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	千円 10,261
河 川 排 水 路 の 浚 渫 ^{しゅんせつ} に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	17,600
岡崎阿知和スマートインター線 用地取得に要する経費	令 和 8 年 度	37,000
移動手段確保対策に要する経費	令 和 8 年 度	19,308
バス路線運行（額田地域） に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	24,106
乙川河川緑地の管理運営 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の 規定に基づき、ホームックス・ス ノーピークビジネスソリューションズ共同企業体が市との協定によ り乙川河川緑地の管理運営に要す る額
消防署寝具の賃借に要する経費	令 和 8 年 度	8,978
小学校校舎改修実施設計 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	87,120
小学校空調設備の整備 及び維持管理に要する経費	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	7,918

事 項	期 間	限 度 額
小 学 校 通 学 バ ス 運 行 （額田地域）に要する経費	令 和 8 年 度	千円 39,683
中 学 校 空 調 設 備 の 整 備 及び維持管理に要する経費	令和8年度から 令和11年度まで	3,913
中 学 校 通 学 バ ス 運 行 （額田中学校）に要する経費	令 和 8 年 度	58,044
学校行事バス運行に要する経費	令 和 8 年 度	11,418
外国語指導支援に要する経費	令 和 8 年 度	118,187
医療的ケアの実施に要する経費	令 和 8 年 度	3,894
小中学校健康診断器具滅菌管理 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	3,343
南部学校給食センター空調設備 の 整 備 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	132,990
西部学校給食センター整備 及び維持管理に要する経費	令和8年度から 令和21年度まで	32,139
子ども・若者総合相談センター の 運 営 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	25,215
美術博物館企画展の開催 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	41,861

事 項	期 間	限 度 額
地域文化広場企画展の開催 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	千円 9,957
龍北総合運動場の整備運営 に 要 す る 経 費	令和8年度から 令和16年度まで	42,280
世界ラリー選手権の開催 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	5,047
施設保守管理等に要する経費	令 和 8 年 度	1,520,080

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
税総合システム改修 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	千円 67,642	変 更 な し	千円 35,970
ごみ収集車の購入 に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	30,740	令和8年度から 令和9年度まで	47,927

第5表 地方債補正
変更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
放課後児童クラブ整備事業費	千円 1,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
公 営 住 宅 整 備 事 業 費	635,000			
計	9,074,000			

補		正		後	
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
千 0	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し		
561,000					
8,999,000					

令和 7 年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算
(第 2 号)

令和 7 年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,661千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ4,478,470千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度
に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	369,808	4,661	374,469
	1 一般会計繰入金	369,808	4,661	374,469
	歳入合計	4,473,809	4,661	4,478,470

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	工業団地造成費	4,107,332	23,161	4,130,493
	1 工業団地造成費	4,107,332	23,161	4,130,493
3	公債費	365,957	△18,500	347,457
	1 公債費	365,957	△18,500	347,457
	歳 出 合 計	4,473,809	4,661	4,478,470

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 工業団地造成費	1 工業団地造成費	阿知和地区工業団地 造成事業	千円 23,161

令和 7 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,014千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,516,508千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（事業勘定の債務負担行為の補正）

第 2 条 事業勘定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正）

第 3 条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,808千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,113千円とする。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 3 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	県支出金	21,667,905	△44,966	21,622,939
	1 県補助金	21,667,904	△44,966	21,622,938
6	財産収入	7,477	7,891	15,368
	1 財産運用収入	7,477	7,891	15,368
7	繰入金	3,294,900	1,205	3,296,105
	1 一般会計繰入金	3,194,900	1,205	3,196,105
8	繰越金	1	46,905	46,906
	1 繰越金	1	46,905	46,906
9	諸収入	60,669	△21	60,648
	2 雑入	35,665	△21	35,644
	歳入合計	32,505,494	11,014	32,516,508

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	733,854	1,184	735,038
	1 総務管理費	647,952	1,837	649,789
	2 徴収費	85,498	△653	84,845
2	保険給付費	21,527,089	864	21,527,953
	1 療養諸費	18,695,402	0	18,695,402
	2 諸給付費	2,831,687	864	2,832,551
5	基金積立金	7,477	7,891	15,368
	1 基金積立金	7,477	7,891	15,368
6	諸支出金	44,621	1,075	45,696
	1 償還金及び還付加算金	36,300	1,075	37,375
歳 出 合 計		32,505,494	11,014	32,516,508

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
資格確認書等印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	千円 5,042
保険料電話催告等に要する経費	令 和 8 年 度	12,749
医療費通知印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令 和 8 年 度	8,754
特定健康診査等に要する経費	令 和 8 年 度	140,794

第3表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	31,440	1,811	33,251
	2 一般会計繰入金	23,119	1,811	24,930
5	諸収入	127	△3	124
	1 雑入	127	△3	124
	歳 入 合 計	101,305	1,808	103,113

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	60,075	1,808	61,883
	1 総務管理費	60,075	1,808	61,883
	歳 出 合 計	101,305	1,808	103,113

令和 7 年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,702,520千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	1,132,805	1,746	1,134,551
	1 一般会計繰入金	1,132,805	1,746	1,134,551
5	諸収入	19,405	△1,565	17,840
	3 雑入	10,776	△1,565	9,211
	歳入合計	7,702,339	181	7,702,520

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	144,584	△4,645	139,939
	1 総務管理費	117,605	△4,645	112,960
2	後期高齢者医療広域連合納付金	7,550,026	4,826	7,554,852
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,550,026	4,826	7,554,852
	歳 出 合 計	7,702,339	181	7,702,520

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
申請書データ入力に要する経費	令和8年度	909千円
決定通知書印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令和8年度	1,170

令和 7 年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ608,736千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,720,759千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	5,519,629	126,835	5,646,464
	1 国庫負担金	4,990,903	116,000	5,106,903
	2 国庫補助金	528,726	10,835	539,561
4	支払基金交付金	7,147,748	161,415	7,309,163
	1 支払基金交付金	7,147,748	161,415	7,309,163
5	県支出金	3,707,218	75,075	3,782,293
	1 県負担金	3,602,717	72,500	3,675,217
	2 県補助金	104,501	2,575	107,076
6	財産収入	13,610	10,642	24,252
	1 財産運用収入	13,610	10,642	24,252
7	繰入金	5,002,068	234,829	5,236,897
	1 一般会計繰入金	4,280,700	73,596	4,354,296
	2 基金繰入金	721,368	161,233	882,601
9	諸収入	130,197	△60	130,137
	2 雑入	128,696	△60	128,636
	歳入合計	28,112,023	608,736	28,720,759

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	732,680	△1,536	731,144
	1 総務管理費	420,371	△1,536	418,835
	2 徴収費	25,132	0	25,132
	3 介護認定審査会費	286,770	0	286,770
2	保険給付費	25,987,989	580,000	26,567,989
	1 介護サービス等諸費	23,933,209	500,000	24,433,209
	3 高額介護サービス等費	646,535	80,000	726,535
3	地域支援事業費	721,684	19,630	741,314
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	573,486	18,000	591,486
	2 一般介護予防事業費	37,089	△170	36,919
	3 包括的支援事業・任意事業費	110,060	1,800	111,860
4	基金積立金	351,232	10,642	361,874
	1 基金積立金	351,232	10,642	361,874
歳 出 合 計		28,112,023	608,736	28,720,759

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
介護保険システム改修 に 要 す る 経 費	令和8年度	22,000千円
介護保険システム標準化対応 に 要 す る 経 費	令和8年度	192,633

令和 7 年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,288千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,640,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	1,562,299	78,288	1,640,587
	1 一般会計繰入金	1,557,450	78,288	1,635,738
	歳入合計	1,562,299	78,288	1,640,587

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	継続契約集合支出	1,562,299	78,288	1,640,587
	1 継続契約集合支出	1,562,299	78,288	1,640,587
	歳 出 合 計	1,562,299	78,288	1,640,587

令和 7 年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度岡崎市の額田北部診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ486千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106,865千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	10,828	△552	10,276
	1 一般会計繰入金	10,828	△552	10,276
4	繰越金	1	69	70
	1 繰越金	1	69	70
5	諸収入	52	△3	49
	1 雑入	52	△3	49
	歳入合計	107,351	△486	106,865

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	53,997	△486	53,511
	1 総務管理費	53,997	△486	53,511
	歳 出 合 計	107,351	△486	106,865

令和 7 年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,760千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ269,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	181,975	△7,201	174,774
	1 一般会計繰入金	181,975	△7,201	174,774
5	諸収入	11,626	△559	11,067
	2 雑入	9,581	△559	9,022
	歳入合計	277,147	△7,760	269,387

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	214,025	△7,760	206,265
	1 総務管理費	214,025	△7,760	206,265
2	医業費	25,726	0	25,726
	1 医業費	25,726	0	25,726
	歳 出 合 計	277,147	△7,760	269,387

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
医療事務受付に要する経費	令和8年度から 令和10年度まで	31,524千円

令和 7 年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度岡崎市の宮崎財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,961千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,840千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	1,113	310	1,423
	1 財産運用収入	1,112	310	1,422
3	繰入金	5,762	△5,762	0
	1 基金繰入金	5,762	△5,762	0
4	繰越金	1	11,413	11,414
	1 繰越金	1	11,413	11,414
歳入合計		6,879	5,961	12,840

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	管理会費	2,548	0	2,548
	1 管理会費	2,548	0	2,548
2	総務費	1,053	5,961	7,014
	1 総務管理費	1,053	5,961	7,014
3	区有林費	3,178	0	3,178
	1 区有林費	3,178	0	3,178
4	予備費	100	0	100
	1 予備費	100	0	100
歳 出 合 計		6,879	5,961	12,840

令和 7 年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度岡崎市の形埜財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,937千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年12月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	1,109	23	1,132
	1 財産運用収入	1,108	23	1,131
3	繰入金	661	△661	0
	1 基金繰入金	661	△661	0
4	繰越金	1	802	803
	1 繰越金	1	802	803
歳入合計		1,773	164	1,937

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	43	164	207
	1 総務管理費	43	164	207
3	区有林費	1,390	0	1,390
	1 区有林費	1,390	0	1,390
4	予備費	50	0	50
	1 予備費	50	0	50
	歳 出 合 計	1,773	164	1,937

令和 7 年度岡崎市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(2) 年 間 患 者 数 入院	204,400人	△8,760人	195,640人
外来	304,981人	2,601人	307,582人
(3) 1 日 平 均 患 者 数 入院	560人	△24人	536人
外来	1,260人	11人	1,271人
(4) 主要な建設改良事業			
建 設 改 良 費 事業費	947,287千円	2,762千円	950,049千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 病院事業収益	27,252,052千円	588,971千円	27,841,023千円
第 1 項 医 業 収 益	24,817,519千円	370,376千円	25,187,895千円
第 2 項 医 業 外 収 益	2,434,527千円	218,595千円	2,653,122千円
支 出			
第 1 款 病院事業費用	28,129,644千円	1,470,623千円	29,600,267千円
第 1 項 医 業 費 用	27,278,554千円	1,438,779千円	28,717,333千円
第 2 項 医 業 外 費 用	839,255千円	31,844千円	871,099千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条中本文括弧書を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,154,990千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,656千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,149,334千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第 1 款 資 本 的 支 出	3,881,790千円	2,762千円	3,884,552千円

第1項 建設改良費 2,562,600千円 2,762千円 2,565,362千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

職員給与費 13,299,893千円 873,292千円 14,173,185千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第9条中「6,400,000千円」を「6,700,000千円」に改める。

第7条 予算第10条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第11条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施設保守管理等に要する経費	令和8年度	千円 661,910
廃棄物等運搬及び処理に要する経費	令和8年度	78,688
統合情報システム更新に要する経費	令和8年度	2,813,800

令和7年12月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

令和 7 年度岡崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第 1 款 水道事業収益	8,282,008千円	547千円	8,282,555千円
第 2 項 営業外収益	1,037,864千円	547千円	1,038,411千円
支		出	
第 1 款 水道事業費用	7,555,754千円	22,676千円	7,578,430千円
第 1 項 営業費用	7,321,400千円	22,676千円	7,344,076千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条中本文括弧書を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,025,507千円は建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額298,408千円並びに過年度分損益勘定留保資金3,227,099千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支		出	
第 1 款 資本的支出	5,499,707千円	△15,793千円	5,483,914千円
第 1 項 建設改良費	4,009,210千円	△15,793千円	3,993,417千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	956,942千円	6,883千円	963,825千円

第 5 条 予算第10条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第11条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
---	---	---	---	---	---	---

排水処理施設脱水ケーキ運搬 に要する経費	令和8年度	千円 3,149
採水業務に要する経費	令和8年度	5,368
水道賠償責任保険に要する経費	令和8年度	2,688
浄水施設等の整備に要する経費	令和8年度	53,911
配水管の整備に要する経費	令和8年度	1,040,000

令和7年12月1日提出

岡崎市長 内田 康 宏

令和 7 年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	10,889,469千円	△5,413千円	10,884,056千円
第 1 項 営 業 収 益	6,640,614千円	△1,171千円	6,639,443千円
第 2 項 営 業 外 収 益	3,956,574千円	△4,242千円	3,952,332千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	10,697,328千円	△11,039千円	10,686,289千円
第 1 項 営 業 費 用	9,728,889千円	△11,039千円	9,717,850千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,882,790千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額148,370千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額290,083千円、過年度分損益勘定留保資金3,070,778千円並びに当年度分損益勘定留保資金373,559千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 資 本 的 収 入	6,018,974千円	△1,831千円	6,017,143千円
第 2 項 出 資 金	167,965千円	△1,831千円	166,134千円
支 出			
第 1 款 資 本 的 支 出	9,898,045千円	1,888千円	9,899,933千円
第 1 項 建 設 改 良 費	5,508,708千円	1,888千円	5,510,596千円

（債務負担行為）

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
		千円

下水道管渠 ^{きよ} の清掃に要する経費	令和８年度	150,464
明治用水土地改良区 管理阻害補償に要する経費 (北野町ほか２箇町地内)	令和８年度から 令和12年度まで	1,075
大門雨水ポンプ場吐出口 修繕の実施設計に要する経費	令和８年度	13,000
汚泥の運搬等に要する経費	令和８年度	39,161
下水道管渠 ^{きよ} の改築に要する経費	令和８年度	360,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第５条 予算第９条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	555,235千円	△9,354千円	545,881千円
(他会計からの補助金)			

第６条 予算第10条中「19,998千円」を「20,635千円」に改める。

令和７年12月１日提出

岡崎市長 内 田 康 宏